

12月未会員数等

会員数	225名
男性会員数	141名
女性会員数	84名
当月就業率	78.6%

令和8年2月号

事務局だより

編集・発行

公益社団法人
海田町シルバー人材センター
海田町つくも町6-3
TEL 823-2733

【今月の行事予定】

- シルバープラザコンサート 2月15日(日) 13:30~  
(町ポイント: 1P)
- 第11回 理事会 2月18日(水) 9:30~
- パソコン操作無料相談会 2月26日(木) 13:30~  
(町ポイント: 1P)

【月例行事】

- ☆入会説明会(第2水曜日・第4火曜日) 2月10日・24日 13:30~
- ☆手作りの会(第1・第3水曜日) 2月4日・18日 13:30~
- ☆カラオケ同好会(第3土曜日)(町ポイント: 1P)  
2月21日 13:30~(町民センター)
- ☆グラウンドゴルフ同好会(第2・第4土曜日)(町ポイント: 1P)  
2月14日・28日 9:00~(海田東小学校)
- ☆未就業相談日 毎週月曜日(24日のみ火曜日) 13:30~15:30
- ☆事務局だより3月号配布日 2月27日(金) 10:00~

【はらけんリフォームシルバープラザ行事】(シルバー会員以外も参加可)

- ◇いきいき百歳体操(町ポイント: 1P)(毎週火曜日・木曜日) 13:30~
- ◇書を楽しむ勉強会(町ポイント: 1P)(第3金曜日)  
2月20日(金) 13:30~

※場所の明記のないものは、はらけんリフォームシルバープラザで行います。

★令和7年度海田町シルバー人材センター安全標語優秀作品★

安全は 1人じゃないよ 全員で(新庄 良治 会員作)

## パソコン操作無料相談会を実施します

パソコンに興味のある会員のグループがボランティアで相談に応じています。  
使い方がよくわからない、ワード・エクセル・パワーポイントの基本的な操作など、  
パソコンに関する相談をシルバー人材センター会員が受け付けます。

日時 2月26日(木) 13:30~15:30

場所 シルバープラザ 2階会議室

講師 シルバー人材センター会員

定員 8人(1時間/人)

その他 ①OSはウィンドウズのみ。対象パソコンを  
持参できる方(1台は貸し出し可能です)。

②インターネット回線が使用できません(制限あり)。

③申込時に相談内容を簡単にお伝えください。

④高齢者いきいき活動ポイント 1ポイント対象です

締切 相談希望のある方、この事業に関心がある方、いずれも  
2月20日(金)までに事務局へ



### はらけんリフォームシルバープラザイベント

## 第2回 歌・ヴァイオリン・ピアノによるコンサート

演目 ♪ 日本の四季メドレー

♪ 歌劇「蝶々夫人」より“ある晴れた日に”

♪ 歌劇「トゥーランドット」“誰も寝てはならぬ” 他

都合により曲目変更する場合がございます。あらかじめご了承ください。

日時 2月15日(日) 13:30開演 (先月号の14:00を訂正します。)

定員 先着25名

入場料 無料



ソプラノ 益 文美 ヴァイオリン 益 由香 ピアノ 吉川 絢子

はらけんリフォーム  
シルバークラウドイベント **フレイル予防講座を開催**

「フレイル予防」(心身の衰弱を防ぐ)について、運動やストレッチ方法なども学べる講座を開催し、31人の参加がありました。ご参加いただきありがとうございました。

日時 1月26日(月) 14:00~

講師 安芸地区医師会 居宅介護支援事業所  
介護支援専門員 作業療法士  
望月 マリコ 氏



**会議の開催と報告**

**託児センターひまわりランド会議**

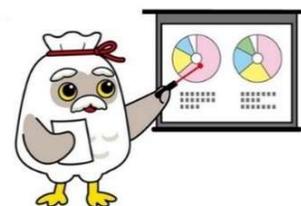
開催日 1月12日(月祝)

- 内容
- ①令和7年度4月~11月実績報告  
(前年との比較:令和6年度→令和7年度 43.4%)
  - ②勉強会「遊び」は「学び」絵本の活用について
  - ③事務局からのお知らせ
  - ④研修報告「乳幼児期における不適切なかかわりを予防するための研修会  
~それって本当に子供のためですか~」
  - ⑤意見交換

**理事会**

開催日 1月21日(水)

- 議題
- ①正会員の入会の承認について
  - ②第6次中期計画(案)の承認について
  - ③新たな契約方法への移行に伴う規約の制定について
  - ④事務費規定の一部改正について
  - ⑤配分金規約の一部改正について
  - ⑥地域班会議の開催について



**初開催 マックスバリュ海田店で入会相談会**

1月22日(木)と23日(金)に1階入り口で入会相談コーナーを設け受け付けとシルバー事業のPRを行いました。

2日間で17人の方から相談があり、うち1人は1月の入会説明会に参加されました。

(22日11時~18時, 23日11時~17時)



## 「新たな契約方法」への移行について

フリーランス新法施行に伴い、厚生労働省からシルバー人材センター（以下「センター」）の契約方法について見直しを行うよう方針が示されたことにより「新たな契約方法（包括的契約）」に移行します。

「新たな契約方法（包括的契約）」では、発注者がセンターと「シルバー人材センター利用契約」を締結後、センターは会員に対して「会員業務仕様書」を提示し、会員が内容に同意すれば就業することになります。

形式的には発注者と会員との間で契約関係が生じることになりますが、実務面では現在と基本的に変わるところはありません。センターは、発注者と会員の間に入って様々な調整を行います。依頼された仕事の履行や会員が安心して働くことができる環境の確保等についても、現在と同じようにセンターが責任を持って対応します。

### ●規約を制定しました

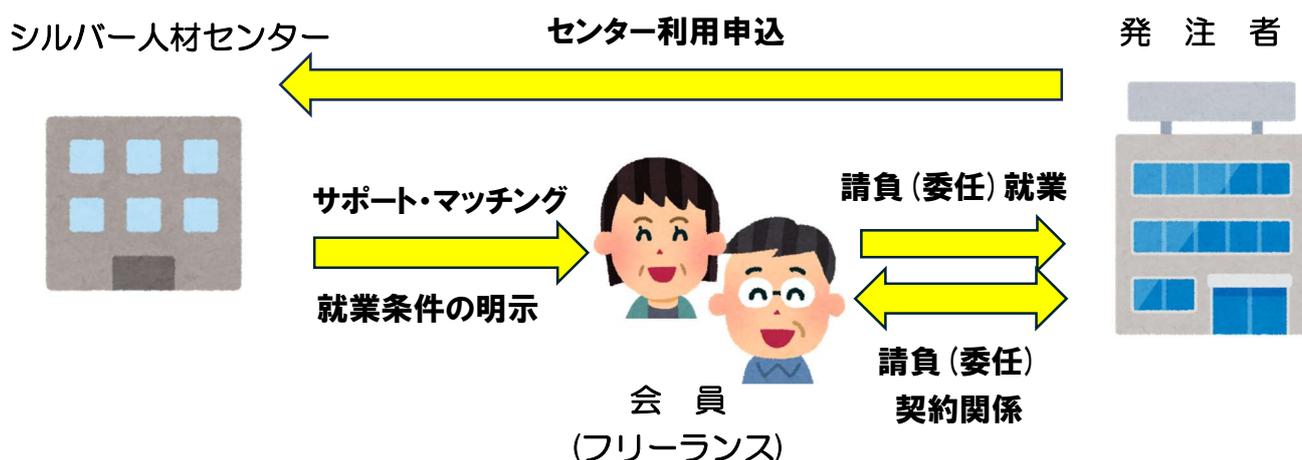
この度の理事会で「新たな契約方法」の契約事務をできるだけ簡便なものにするために必要な規約を制定しました。内容はホームページや会員専用サイト「Smile to Smile」(マイル トゥ スマイル)でダウンロードできるようにします。

●「新たな契約方法」では「配分金」は「会員業務委託料」,「事務費」は「センター業務委託料」となります。

### ●「新たな契約方法」に馴染まない仕事もあります

独自事業など、本来の発注者が存在しないため、三者による包括的な契約が成立しない場合。また、許可業などの関係で会員が直接受託できない場合。

### ●令和8年2月から順次実施します



### 配分金の振込手数料をシルバー人材センター負担に変更します

「フリーランス・事業者間取引適正化等法に関するQ & A」(公正取引委員会)の更新(令和7年12月26日)が行われ、報酬を金融機関口座に振り込む際の手数料をフリーランスに負担させ、振込手数料を報酬の額から差し引くことは、原則として「報酬の減額」に該当する旨の回答が示されました。その回答を踏まえ、2月25日振込の配分金から実施します。

## 2月の地域班会議について

先月号で告知しました、地域班会議は1月29日の地域班長会議で決定次第、個別に通知を送付します。

# 就業会員 募集！！

申し込みは**2月10日（火）**までに事務局へお願いします。  
 なお、申し込みが多数あった場合は未就業会員を優先します。

### こうわシンギュラリティ高校ひまわりプラザ管理業務

就業内容：・施設利用者の受付及び対応、電話対応  
 ・コピーサービスの受付及び実施  
 ・翌日の開館に備えた、利用案内の掲示等

就業日時 ①月～土曜日 17:00～22:00  
 ②日曜・祝日 8:30～17:00, 17:00～22:00  
 ※1か月10日程度のローテーション就業  
 (特定の曜日や時間を指定することはできません)

配分金：1時間あたりに換算 938円

募集人数：1名

就業場所：海田町南つくも町11-16

駐車場は利用者専用のため使用できません。

※ひまわりプラザの就業  
 会員募集は、適正就業  
 委員会で交替が決定し  
 たことによる募集です。

### 海田東公民館管理業務

就業内容：・施設利用者の受付及び対応、電話対応  
 ・コピーサービスの受付及び実施  
 ・翌日の開館に備えた、利用案内の掲示等

就業日時 ①月～金曜日 17:00～22:00  
 ②土曜日 8:30～17:00, 17:00～22:00  
 ③日曜・祝日 8:30～17:00  
 (年未年始は1日1回、1時間の就業があります。)

※1か月10日程度のローテーション就業  
 (特定の曜日や時間を指定することはできません)

配分金：1時間あたりに換算 938円

募集人数：1名

就業場所：海田町寺迫2丁目2-59

駐車場は利用者専用のため使用できません。



## 配分金に関わる確定申告について

先月号で、お知らせしました「配分金支払証明書」にもありますように「配分金」は所得税法では「雑所得」として取り扱われます。課税対象者になると思われる会員の方は、各自において申告が必要となります。

計算方法について参考事例をご紹介します。

なお、派遣労働については「賃金（給与所得）」となります。

### 例1 収入が配分金のみの場合

$$\left( \text{配分金} - \text{配分金の特別控除} - \text{基礎控除} \blacksquare - \text{その他所得控除} \star \right) = A$$

65万円

$$A \times \text{所得税率} = \text{所得税額}$$

※会員の所得が配分金のみの場合、160万円までの収入について所得税が課税されないこととなります。

### 例2 収入が配分金と公的年金等複数ある場合

$$\left\{ \left( \text{配分金} - \text{配分金の特別控除} \right) + \left( \text{公的年金等} - \text{公的年金等控除額} \right) \right.$$

65万円

$$\left. - \text{基礎控除} \blacksquare - \text{その他所得控除} \star \right\} \times \text{所得税率} = \text{所得税額}$$

★ その他所得控除 … 扶養控除、生命保険料控除など

■ 基礎控除額については、合計所得金額により異なります。

◆ 例1、例2ともに「配分金」が65万円未満の場合、その配分金の特別控除額は、「配分金相当額」になります。

◆ 配分金収入、公的年金収入以外の収入のある方は、事例の取り扱いと異なり申告が必要となる場合がありますので、最寄りの申告会場またはe-Taxホームページをご確認ください。

事務局だよりは会員専用サイト「Smile to Smile」  
(スマイル トゥ スマイル)でダウンロードできます。

